

第23期第3回秋田海区漁業調整委員会議事録

1 日時・場所

日時：令和7年7月29日（火）午後1時30分～午後2時25分

場所：議会棟2階「特別会議室」

2 出席者

委員（定数10名）

船木 律、大竹 敦、工藤 義彦、伊藤 公男、杉本 勇助、腰山 公正、三浦 清、
齊藤 一成、鎌田 誠喜、船木 和則

事務局・秋田県

事務局長（水産漁港課長）：高橋 俊行

事務局：藤田 学、藤原 剛、高橋 佳奈

農林水産部水産漁港課：佐藤 滉平、伊藤 雄汰、鈴木 大喜

3 議事事項

- (1) 知事許可漁業の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について（諮問）
- (2) 秋田県資源管理方針の一部改正について（諮問）
- (3) べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）
- (4) その他
 - ①新潟・山形・秋田3海区連絡協議会等について

4 開会

○事務局（藤田）

ただ今より、第23期第3回秋田海区漁業調整委員会を開催いたします。

出席委員10名、欠席委員0名で、出席委員数が過半数を超えていますので、秋田海区漁業調整委員会規程に基づき、本委員会が成立することを報告いたします。

はじめに船木会長から、ご挨拶お願いいたします。

○船木会長

暑い中、ご出席いただきご苦労様です。

各地猛暑の話題で持ちきりですが、体調管理には十分留意してください。

さて、本日の議題は、諮問事項3件と、その他で新潟・山形・秋田3海区連絡協議会に関する事案がございます。

円滑な議事運営をお願い申し上げまして、開会に際しての挨拶といたします。

○事務局（藤田）

ありがとうございました。

5 資料確認

（事務局が資料確認）

6 議事録署名委員選出

○船木議長

議事に入る前に議事録署名委員を指名します。

順番で、今回は、腰山委員、三浦委員にお願いします。よろしいでしょうか。

○腰山委員、三浦委員

はい。

○船木議長

お二方、よろしくお願いします。

7 議事

議題1：知事許可漁業の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について（諮問）

○船木議長

それでは、議事に移ります。

議題（1）、諮問事項「知事許可漁業の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について」、事務局から説明願います。

○事務局（藤原）

始めに、事前に資料を送らせていただいたところ、委員から指摘事項がありましたので、それらの修正をお願いいたします。

諮問文1ページ目本文2行目一番最後は「第1」となっておりますが、こちら「項」の1字が抜けておりました。

次に、裏面告示文案ですが、制限措置の内容の表の右から2列目に「水産動植物の種類」「たこ」とありますが、今回、雑かご漁業ということで、何でも獲れることが予想されるため、この列を削除いただくようお願いいたします。

次に、「漁具の種類その他漁業の方法」ですが、「かご（箱、つぼを含む。）と書いてありますが、「かご」と「箱、つぼ」は、異なる漁業であると指摘を受けましたので、かっこの内容の削除をお願いいたします。

最後に、操業区域の下に「別記1」と書いてありますが、こちら別記1、2と連番を付す場合、1と表記するものでしたが、今回は1つだけですので「1」を削除いただき、一番下の「別記1」の「1」も同様に削除いただくようお願いいたします。

以上が修正箇所になります。

それでは、内容のご説明をいたします。試験操業の手続きになります。今回の案件は、特に、近年の海洋環境の変化に対応できるような秋田版次世代型漁業の構築に向けた新漁場や新魚種を対象とした新漁法の導入への県の取組の一つであります。

まずは、1ページ目、試問文を読み上げます。

（諮問文読み上げ）

続いて、2、3ページ、告示文案と地図をご覧ください。

当該試験操業は、三陸地方などでは、広く操業されている、いわゆる「タコカゴ漁業」を本県の知事許可エリアで操業する内容となります。

本県では、知事許可エリアのうち、水深200m以浅では「カゴ漁業」のメニューはありません。エサを入れない「ハコ」や「ツボ」での操業は、男鹿北部と県南部で、試験操業も含めた知事許可がありますが、今回は、エサを入れる「カゴ」となります。

近年の温暖化の影響もございまして、男鹿半島北部エリアでは、近年、ハタ類やカサゴ類などの南方系魚種が増加傾向にあるため、タコだけではなく、ハタやカサゴなど魚類も含めて、網漁具以外で、より高品質な状態で獲ることを狙いとしています。また、男鹿半島北部エリアでは、以前から、当該漁法の導入に対して、漁業者からの要望もあり、三陸地方への視察経験もあります。

操業区域や時期については、既存の他の漁業とで問題がないように、事前に漁業者、漁協、県で調整の上、設定しています。具体的に、まず、試験操業を希望する漁業者を募り、また、調査も兼ねた試験操業となるように、北浦、湯の尻、西黒沢、畠と1名ずつ試験操業する漁業者を想定し、北浦のラインは、既存のタラ刺し知事許可ライン、畠のラインは戸賀との共同漁業権の境界としています。さらに、沖合は、底びき4マイルラインとエビツブカゴ水深200mライン以内とし、沖合漁業ともバッテングがないようにしています。

漁業の名称については、三陸地方では、タコに加えて、魚類も混獲されていることを現認しており、本県では、こういった漁獲物構成となるか未知の部分もあるため、初回の試験操業にあたる今回は「雑かご」と表現しています。

今回の試験操業の結果、主たる魚種が明らかになれば、漁業の名称を変更し、さらに、本許可とする際には、許可方針を制定してから許可することとなります。

最後に、許可の有効期間は、許可の日から令和7年12月31日までとしています。

よろしくご審議ください。

○船木議長

ただ今の諮問について、質問等がありますか。

○工藤委員

今回の試験操業で、どのような魚種がカゴに入るか分かってくると思います。以前の委員会では、カゴは何でも入って駄目だと意見がありましたが、その点についてはどうでしょうか。

○事務局（藤原）

エサを入れるため、県としても、何でも入ることを想定しております。実際の魚種ごとの漁獲状況も見ながら、資源状況に対して獲れすぎるようであれば、カゴの数を減らすなど漁獲努力量も見ながら資源管理していくことを考えております。

○船木議長

他に、質問等がありますか。

○委員

（発言なし）

○船木議長

それでは、事務局から答申案をお願いします。

○事務局（藤原）

（答申案読み上げ）

○船木議長

ただいまの答申案でよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○船木議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題2：秋田県資源管理方針の一部改正について（諮問）

○船木議長

それでは次に移ります。

議題（2）、諮問事項「秋田県資源管理方針の一部改正について」、事務局から説明願います。

○事務局（佐藤）

説明します。資料2をご覧ください。議題2の秋田県資源管理方針の一部改正です。まずは諮問文を読み上げます。

（諮問文読み上げ）

資源管理方針についてですが、資源管理方針は別紙1から3までありまして、別紙1がTAC魚種、別紙2は国際資源が資源評価で目標を定めている魚種、別紙3は目標を定めるにあたって必要な資源評価が行われていない水産資源です。

ベニズワイガニはこれまで別紙3の扱いとなっておりますが、各ステップアップ管理により別紙3から別紙1に移行されますので、資料2の2ページ目、もともとベニズワイガニが記載されていた別紙3—7を削除し、別紙1—13として新たに追加しております。

ベニズワイガニについては昨年7月から管理が開始されたマダラと同じように、すぐに数量管理を行うのではなくてステップ1、2、3と段階的に数量管理の準備を行うこととなりますが、それについては議題3の方で説明させていただきます。

方針改正に係る説明は以上となります。

○船木議長

ただ今の説明について、質問等がありますか。

○委員

（発言なし）

○船木議長

よろしいですか。それでは、事務局から答申案をお願いします。

○事務局（佐藤）

（答申案読み上げ）

○船木議長

ただいまの答申案でよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○船木議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続き、お願いします。

議題3：べにずわいがにに日本海系群（知事許可水域）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

○船木議長

それでは、次に移ります。

議題（3）、諮問事項「べにずわいがにに日本海系群（知事許可水域）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について」、事務局から説明願います。

○事務局（佐藤）

資料3をご覧ください。諮問文を読み上げます。

（諮問文読み上げ）

べにずわいがに日本海系群の知事管理漁獲可能量について、令和7年9月1日から始まる管理期間の漁獲可能量についての知事からの諮問です。

ベニズワイガニについては、すぐに数量管理を行うのではなく、ステップ1～3まで段階的に数量管理の準備を行うこととなりました。

本日お配りした参考資料の2ページ目以降にステップアップ管理について記載しておりますので、そちらをご覧ください。

ステップ1や2の期間中は各都道府県に具体的な数量配分は行われず、報告体制の確立や、数量管理を行うにあたっての課題を検討する期間となります。ステップ1と2を経て、管理の準備体制が整った後に、ステップ3、本格的なTAC管理を開始することとなります。

参考資料の1ページ目をご覧ください。農林水産大臣から知事への秋田県への漁獲可能量の配分通知です。

これを受けた告示案が資料3の2ページ目となり、国からの配分数量を秋田県ベニズワイガニ日本海系群漁業に配分しております。

初年度である今回の管理期間は、都道府県への数量配分は行わず、ベニズワイガニ日本海系群を共有する府県での一括管理となります。従って、配分数量は「6,254トンの内数」というような表記になっています。

この6,254トンは、直近5年間（2019～2023年漁期）の平均漁獲量（5,855トン）に直近（2023年漁期）の資源量水準から求めた「漁獲量を増減させる係数（1.07）」を乗じて算出した数字です。

このほかに都道府県が管理を行う際に参考となる数量が別に示されるのですが、現在まだ示されておらず、管理期間開始となる9月1日まではこの参考数量を各都道府県に示すと水産庁から回答をもらっております。

秋田県の近年の漁獲量は約900トンですので、配分数量と過去の本県漁獲量のシェアから考えると、今漁期は900トン程度の参考数量が示されるのではないかと考えております。

ベニズワイガニは深海に生息しており調査が難しく、資源量推定が出来ていないことから、資源評価の方法は、近年の漁獲量と資源量指標値を元に算定されておりますが、水産庁では今後、資源評価方法の改善と、他の魚種と同様MSYベースの評価への移行を検討する考えを示しております。説明は以上です。

○船木議長

ただいまの諮問について、質問等がありますか。

○委員

（発言なし）

○船木議長

よろしいですか。それでは、事務局から答申案をお願いします。

○事務局（佐藤）

（答申案読み上げ）

○船木議長

ただいまの答申案でよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○船木議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題4：その他 ①新潟・山形・秋田3海区連絡協議会等について

○船木議長

それでは、議題（4）の「その他」に移ります。

①の「新潟・山形・秋田3海区連絡協議会等について」、事務局から説明してください。

○事務局（藤田）

資料4をご覧ください。前回の委員会での説明では、開催通知が未着の状況でしたが、6月12日に当該文書が届きました。この文書では8月7日木曜日午後2時から村上市で開催されること、出席者、各県に照会し検討したい事項の取りまとめなどが記載されております。

事務局長会議の開催等により開催日程を調整できず、出席者については既に会長、会長代理、山形県に近い海区委員、そして事務局長高橋と事務局藤田、藤原が出席する旨を事前に回答しております。また、提案事項は資料最終ページのとおり、「B級魚の利活用」で回答しております。あまり利用されていない資源の活用法や、過去の漁獲物処理関係について照会しております。本来であれば事前に委員会の皆様に諮り、ご検討いただくべきところですが、今回は事後報告となり申し訳ございませんが、この形で進めさせていただきます。

また、他県からの協議提案は、山形県からは「カゴ釣り・曳縄釣りの現状と課題および解決策」、新潟県からは「担い手の確保・育成、独立に向けた行政や地域の取り組み、および支援」に関する照会が来ております。これについては現在、事務局で回答を作成中ですので、ご承知おきください。

○船木議長

このような日程で3海区連絡協議会が開催されるようです。前回の委員会から今日までの間に様々なことがあったようですが、事務局へお任せした次第でございます。ただ今の説明について、質問等がありますか。

○委員

（発言なし）

○船木議長

それでは、照会への回答等、事務局は対応よろしく申し上げます。よろしければ、次に移ります。

8 その他

○船木議長

続きまして、次第の4の「その他」ですが、事務局から事務的な連絡等、何かありますか。

○事務局（高橋）

本県におけるクロマグロの違反操業事案の発生について、事務局の高橋から説明させていただきます。

本日配付しました新聞記事をご覧ください。

今月初めに既に新聞やニュースでも報道されましたが、本県において、沿岸くろまぐろ漁業の承認を受けていない者がクロマグロを漁獲し、販売した事案が発生しました。

本県のくろまぐろ漁業承認件数は現在164件ございますが、当該者はこの承認件数に含まれない者であるため、営利目的としてクロマグロを漁獲し、販売することは禁止されます。

今回の事案を受け、水産庁からは、当該者の未報告数量の程度にもよりますが、本県の漁獲可能量から差し引く可能性がある旨連絡を受けており、今後実態解明とともにこの対応について検討していきます。

これらについて、くろまぐろ協定管理委員会の委員へも個別または対面により同様の説明を行いました。

今回の事案について、今後進展がありましたら、捜査に支障の出ない範囲で海区漁業調整委員会及びくろまぐろ協定管理委員会でご報告させていただきます。

説明は以上です。

○船木議長

新聞記事について説明がありました。いずれ、今後の内容によっては当委員会にも報告するとのことでした。皆様ご意見等ございますか。

○大竹委員

捜査は警察がやっているのでしょうか。広域漁業調整委員会指示違反ではなく、漁業法違反である場合、捜査機関はどこになるのでしょうか。

いつ頃、どうなるかについても皆様気になっておられるかと思えます。例えば、いつ頃に県の漁獲枠から差し引かれるのか等は見当はついていませんか。

○事務局（藤田）

広域漁業調整委員会の未承認部分については水産庁が対応します。漁業法違反の部分に関しては、捜査機関等との役割分担含めて現在検討している最中ですが、詳細についてはお答えできません。

○大竹委員

心配なのは、例えば違反重量が5トンだとして、5トンそのまま漁獲枠から差し引かれるのか、さらにペナルティが科せられるのか。そのようなことは分かっておりませんか。

○事務局（藤田）

実際の違反重量を明らかにした上で、そういったもののルールは水産庁から示されると思います。その指示により対応することになると思われれます。

○伊藤委員

何トンなのかは分からないけれども、くろまぐろ協定管理委員会が責任を問われるのは納得がいきません。国や県の監督責任もあるのではないのでしょうか。

○事務局（高橋）

今年度内に捜査を通じて差し引かれる量が分かれば今年度の漁獲枠から差し引かれるのですが、それはまだ分かりません。数量が判明次第、くろまぐろ協定管理委員会にご相談・検討していただくこととなると思います。

○船木議長

捜査中で経緯を見計らっているところと思いますが、詳細が分かりましたら、またご報告お願いいたします。

他にご意見等ありますか。

○委員

（発言なし）

○船木議長

事務局から他にありますか。

○事務局（藤原）

8月26日に漁業者交流大会が開催されます。今回は、海況予測ということで天

気予報のような形で潮流と水温の予報について研究・開発を進めている九州大学の教授から講演いただきますので、ぜひ参加いただければと思います。

○船木議長

委員からは何かございませんか。

○委員

(発言なし)

9 閉会

○船木議長

それでは、第23期第3回秋田海区漁業調整委員会を終了します。